

[博士論文審査要旨]

申請者：長田 健

論文題目 「自己資本比率規制と銀行行動」

審査員 清水啓典

三隅隆司

小西 大

本論文は、国際的自己資本比率規制と日本の金融危機に対応した諸施策が日本の銀行行動に与えた影響を、従来の分析より広い期間をカバーするパネルデータを用いて実証的に分析した3つの研究からなっている。

まず第1の研究は、規制に基づいて計算された銀行の自己資本比率が、健全性をより正確に反映しているとされる市場評価自己資本比率と乖離し健全性指標としての役割を果たしていなかった点に注目して、様々な規制改革の前後における2つの比率の乖離を分析し、一連の規制改革が与えた影響を評価したものである。

第2の研究は、銀行の超過準備保有行動を分析して、自己資本比率（Tier I）が低い銀行ほどより多くの超過準備を保有していたことを発見して、銀行が自らの健全性を考慮しつつ予備的動機から超過準備を保有していた点を明らかにしている。

第3の研究は、金融危機に当たって実施された銀行への資本注入政策後、規制のより厳しかった大手行においては期待に反して貸出量が減少しているのに対して、より緩やかな規制の対象であった国内基準行においては貸出増加に繋がっていた点を見だし、資本注入政策における枠組みや執行方法、監督体制のあり方の重要性を指摘している。

以上本論文は、規制や監督が銀行行動に与える影響という、数量的評価が容易でなく従来直接の実証研究の少なかった問題点に焦点を当てて、データを工夫し政策実施の内容にまで踏み込んで現実の政策的含意を持つ成果を得ているという点で、独創的かつ興味深い研究であると評価できる。

他方、本論文で得られた結果が真に規制のみの影響で生じた現象であるのか、あるいは銀行の内在的原因で生じたものかの判別については、実証研究に伴う不可避免の問題とはいえ結果の解釈等に議論の余地がないわけではない。また、用語の定義を一層明確にしておくことで誤解を避けることのできる点も残されている。今後それらの面での一層の研究の進展が望まれるところであるが、このような期待は現段階では望蜀とも言うべきであろう。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定に準じた取扱により一橋大学博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。